

## 生徒心得

本校生徒としての自覚と責任をもって、有意義な学校生活を送り、地域社会の発展に貢献することができる人格を育成するための基本的な項目である。

## 学校生活

### 1 礼儀

- (1) 節度ある行動を心がけること。
- (2) 誰に対しても明るく挨拶をすること。
- (3) 言葉づかいは明朗かつ丁寧であること。

### 2 身だしなみ

- (1) 本校生徒として質素清潔であること。
- (2) 服装  
所定のものを着用すること。詳しくは別紙1による。
- (3) 頭髪  
ア 高校生らしく清潔であること。  
イ パーマ、染色、脱色は禁止する。直したものが落ちた場合も同様とする。  
※基本的な考え方として、就職活動や進路活動に影響のない程度にすること。
- (4) 履物  
校舎内では本校指定の上履きを着用する。
- (5) その他  
装飾（ピアス・ネックレス・指輪等）、化粧を禁止する。

### 3 登下校・欠席・遅刻・早退

- (1) 本校生徒である自覚をもって登下校すること。
- (2) 本校指定の制服を着用すること。
- (3) 日課表に定められた時間を厳守すること。
- (4) やむを得ず遅刻・欠席しなければならない場合は学校に連絡すること。

### 4 学習

- (1) 次のことに注意すること。  
ア 積極的に参加し、他の迷惑になるような行動はしない。  
イ 学習上の悩みや分からないことは、教科担任やホームルーム担任とよく相談すること。  
ウ 学習活動に不必要なものは持参しない。

### 5 所持品

- (1) 所持品は自己管理を怠らないこと。
- (2) 自己の所持品には必ず記名し自己管理をする。
- (3) 貴重品や多額の金銭は持参しないこと。やむを得ず持参した場合はホームルーム担任に預け、保管してもらうこと。
- (4) 盗難・紛失・拾得があった場合は自己判断せずホームルーム担任に届け出ること。
- (5) 携帯電話やこれに類するものはマナーを守り、節度をもって使用すること。使用時間は休み時間と放課後および教員の許可を得た場合のみとし、授業開始のチャイムで使用を止め、授業中は目に付く場所には置かないこと。廊下を歩きながらの使用

などはしないこと。また、休み時間及び放課後においても、他の迷惑となる着信音や音楽を鳴らすことを禁止する。

- (6) 携帯電話やこれに類するものの使用に関するマナーが守れない場合は職員室預かりとし、度重なる場合は生徒指導部で検討し、校内での使用を禁止する。

## 6 清掃

- (1) 常に校内美化に努めること。  
(2) 使用した教室は、必ず清掃すること。  
(3) ゴミはしっかりと分別し、定められた方法で所定の場所に捨てること。

## 7 校舎の使用

### (1) 校舎管理

- ア 校舎内外の施設・設備・備品は大切に使用し、万一破損した場合はすぐに担任もしくはその他の先生に連絡すること。  
イ 消火栓・火災報知器・防火扉・配電盤などには非常時以外は手を触れないこと。  
ウ 特別教室を使用する場合は、必ず担当の先生の許可を得ること。  
エ 無用な場所に立ち入らない。

### (2) 食事

- ア 定められた場所（HR教室、談話コーナー、生徒ホール、校庭）で食事をすること。  
イ 熱湯を使うカップラーメン等を全面禁止とする。

## 校外生活

## 8 基本事項

- (1) 常に本校生徒としての自覚と誇りをもち行動する。  
(2) 身分証明書は常に携帯し、提示を求められたときは速やかに応じる。  
(3) 夜間の外出は午後9時までとする。（ただし、祭典の際は午後10時までとする）  
(4) 保護者等へ断りのない外泊は禁止する。  
(5) 出入禁止の場所  
ア パチンコ店  
イ 麻雀荘  
ウ 酒類を主として提供する飲食店  
(6) 飲酒・喫煙・薬物乱用、暴力行為・賭博などの行為はしてはならない。  
(7) 物品売買と金銭の貸借は禁止する。  
(8) 校外の各種団体又は、部活動以外の大会・行事への参加（本校教員の引率等が必要な物）は対外活動参加許可願（各種届出書式3）を提出し、学校の許可を得ること。

## 9 アルバイト

アルバイトを行う場合は、ホームルーム担任にアルバイト届（各種届出書式4）を提出し、学校の許可を得ること。

原則として、以下の条件にあてはまる生徒については参加できないものとする。

### 1 学業成績

- (1) 各教科の評定で1がつく見込みのある者  
(2) 各教科の欠席が実施時数の2割を超えている者。  
(3) 欠席、遅刻、早退の数が登校日数の1割を超えている者。

### 2 生活態度

- (1) 日常の生活態度・身だしなみが良好でない者。
- (2) 生徒指導処置を受けた者で生徒指導部および学校長の許可を得られない者。
- 3 健康に異常があると認められた者。
- 4 保護者の承諾を得ていない者。
- 5 アルバイト届の提出をしていない者
- 6 校長が適格と認めない者。

#### アルバイト禁止項目

- ア 風俗営業店及び酒類を主として提供する飲食店
- イ 定期試験1週間前から終了まで
- ウ 自宅からの通勤ができない場合
- エ 危険な機械装置を使用する業務及び作業
- オ 帰宅が21:00を過ぎる場合

#### 10 旅行・キャンプ・登山

- (1) 宿泊を伴う旅行・キャンプ・登山等は、保護者の承認を得ること。

#### 11 長期休業

- (1) 「休業中心得」を守ること。

#### 12 交通安全

- (1) 交通安全道徳及び交通法規を守り、自他の安全を特に留意する。
- (2) 交通安全運動に積極的に参加する。

#### 各種届出等書式および届出先

- 1 異装届  
ホームルーム担任（異装となる当日の朝までに記入し、生徒がホームルーム担任に提出する）
- 2 校舎使用願  
教頭（前日までに担当教員が教頭に提出する）
- 3 対外諸活動参加許可願  
生徒指導部（生徒の承諾書を添付し、担当教員が生徒指導部に提出する。授業日に参加する場合は、各授業担当者およびホームルーム担任から許可をもらう）
- 4 アルバイト届  
ホームルーム担任（アルバイトをする前に生徒がホームルーム担任に提出する）
- 5 自転車通学届  
ホームルーム担任（自動車通学が始まる前に生徒がホームルーム担任に提出する）
- 6 免許取得許可願  
ホームルーム担任（入校前に生徒がホームルーム担任に提出する）
- 7 設立願  
生徒指導部（部、同好会を設立する場合、生徒が生徒指導部に提出する）
- 8 入部・入会届  
顧問、ホームルーム担任、生徒指導部（部活動、同好会に入部、入会する生徒が顧問に提出する）
- 9 退部・退会届  
顧問、ホームルーム担任、生徒指導部（部活動、同好会を退部、退会する生徒がホームルーム担任に提出する）

- 10 活動実践報告書  
生徒指導部（年度内に部活動、同好会の活動内容を記録し、生徒指導部に提出する）
- 11 特別活動許可願  
生徒指導部（活動を担当する教員が作成し、生徒指導部に提出する）

付則 本心得は平成8年度 一部改正  
平成9年度 一部改正  
平成14年度 一部改正  
平成16年4月 1日 一部改正  
平成20年3月21日 一部改正  
平成21年3月23日 一部改正  
令和 2年2月28日 一部改正  
令和 5年3月17日 一部改正  
令和 7年4月 1日 一部改正

## 別紙 1

### 服装の心得

- 1 本校指定の服装は次のとおりとする。
  - (1) 平常時の服装
    - ア 上は本校指定のブレザー。中は白いワイシャツとし、本校指定のネクタイ・リボンをつけること。
    - イ 下は本校指定のスラックス・スカート着用すること。
    - ウ ブレザーの中にカーディガン等の衣類を着る場合は、ブレザーからはみ出ないように着用し、ネクタイ・リボンが見えるようにすること。ブレザーを着用しない等の服装は認めない。防寒のためにタイツの着用は認めるが、ジャージ等をスカートの中に着用し、それが見えるような服装はその全てを禁止する。
  - (2) 夏季の服装（ナチュラルクールビズ励行期間中）
    - ア 上は白いワイシャツもしくは本校指定のポロシャツを着用すること。学校行事等では正装での登校を指示する場合がある。
    - イ 下は本校指定のスラックス・スカート着用すること。
- 2 本校指定の服装以外のものを着用しなければならない時は、異装届（各種届出等書式 1）を提出し、許可を得ること（異装は指定ジャージとする）。
- 3 対外行事に参加する生徒及び応援者についても、制服を着用すること。
- 4 原則として、授業を受ける場合は制服を着用すること。ただし、体育・実習などにおいては、教科担任の指定する服装であること。
- 5 職員室、事務室等に入室する場合は、制服以外（外とう、ジャンパー類）のものは脱いで入室すること。
- 6 儀式的行事の際は正装（ナチュラルクールビズ期間中は夏季の服装）とする。

付 則 本会則は令和 5年 3月 17日より 一部改正  
令和 7年 4月 1日より 一部改正